

# 大泉町外二町環境衛生施設組合議会会議録

平成28年第1回定例会

(3月24日)

## 目 次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
出席した議会書記	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 諸報告	3
日程第 4 議案第 1 号 公平委員会の委員の選任について	3
日程第 5 議案第 2 号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会条例について	4
日程第 6 議案第 3 号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例について	6
日程第 7 議案第 4 号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	8
日程第 8 議案第 5 号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	9
日程第 9 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	10
日程第 10 議案第 7 号 平成 27 年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について	11
日程第 11 議案第 8 号 平成 28 年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について	13
管理者挨拶	18
副管理者挨拶	19



# 平成 28 年第 1 回大泉町外二町 環境衛生施設組合議会定例会会議録

---

平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）

---

## 議事日程

平成 28 年 3 月 24 日（木曜日）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸報告
  - 第 4 議案第 1 号 公平委員会の委員の選任について
  - 第 5 議案第 2 号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会条例について
  - 第 6 議案第 3 号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例について
  - 第 7 議案第 4 号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 8 議案第 5 号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 第 9 議案第 6 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
  - 第 10 議案第 7 号 平成 27 年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）について
  - 第 11 議案第 8 号 平成 28 年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（10人）

1番	福田正司君	2番	河内初光君
3番	浅野正己君	4番	田邊信雄君
5番	青木満君	6番	大賀孝訓君
7番	松島茂喜君	8番	田部井健二君
9番	高橋祐二君	10番	金井茂夫君

## 欠席議員（0人）

---

## 説明のため出席した者

管理者	村山俊明君	副管理者	金子正一君
副管理者	大谷直之君	副管理者	飯田健君
会計管理者	宮澤康夫君	所長	石井正好君
副所長	榎原康夫君		

---

## 出席した議会書記

書記長	峯崎平弥	書記	石井美智子
-----	------	----	-------

## ○開会・開議

午後2時00分開会・開議

◇議長（金井茂夫君） ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、かねてご通知いたしたとおりでございます。

これより日程に従って、順次議事を進めてまいります。

---

## ○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（金井茂夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議席5番青木満議員、議席6番大賀孝訓議員、以上の両議員を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

---

## ○日程第2 会期の決定

◇議長（金井茂夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議案等を勘案し、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

## ○日程第3 諸報告

◇議長（金井茂夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議会側の諸報告を行います。

1番、議員派遣結果報告について、お手元の報告書のとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告申し上げます。

2番、出納検査結果報告について、お手元に配付のとおり、平成27年度8月分、9月分、10月分及び11月分、12月分、1月分の検査結果が監査委員からなされておりますので、報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

---

## ○日程第4 議案第1号 公平委員会の委員の選任について

◇議長（金井茂夫君） 日程第4、議案第1号 公平委員会の委員の選任についてを議題といたしま

す。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第1号 公平委員会の委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、当組合公平委員会の委員でございます、千代田町から推薦されておりました委員、齋藤千鶴子氏が平成27年12月25日をもって一身上の都合により辞任されたことに伴い、後任の委員として小林博史氏を選任いたしたく提案する次第でございます。

小林氏は、株式会社関電工に入職し、常務執行役員として社員の監督や指導の面で活躍され、長年、企業で培われた人事管理能力を生かし、千代田町公平委員の要職に就任されており、人格高潔でかつ民主的であり、人事行政に関しましても幅広い識見を有しておりますので、当組合公平委員として適任であると存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第1号を提案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○日程第5 議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会条例について

◇議長（金井茂夫君） 日程第5、議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第2号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることから、改正後の行政不服審査法の規定により設置する行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたく提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命により詳細説明を申し上げます。

議案書3ページをごらんください。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるもので、この条例は行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、同条第2項の規定により設置する大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める旨を規定するものでございます。

第2条につきましては、審査会を事件ごとに設置し、第3条では、組織などについて定めるものでございます。

第4条につきましては、審査会の委員について定めるもので、第1項につきましては、委員は審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者から管理者が委嘱する旨を規定するものでございます。

第2項では、委員は権限に属させられた事項の処理が完了したとき解任され、第3項では、委員の罷免について定めるもので、心身の故障のために職務の執行ができない場合、または職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、委員を罷免することができる旨を規定するものでございます。

第4項では、委員の守秘義務について、第5項では、政治活動の制限について規定するものでございます。

第6項では、委員の報酬について定めるもので、別に条例で定める旨を規定するものでございます。

第5条につきましては、会長について規定し、第1項では、委員の互選により選出する旨を、第2項では、会長は会務を総理し、審査会を代表する旨を、第3項では、会長に事故があるときは、あら



かじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する旨を規定するものでございます。

第6条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定するものでございます。

第7条につきましては、罰則について定めるもので、第1項では、守秘義務に関する規定に違反して秘密を漏らした者に対し、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する旨を規定し、第2項では、審査会の委員に本組合の構成町以外の者が委嘱されることも想定されることから、第1項に規定する罰則について、構成町以外において同項の罪を犯した者についても適用する旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を平成28年4月1日とし、第2項では、第4条第6項において説明申し上げました委員の報酬について規定するため、大泉町外二町環境衛生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。報酬につきましては、日額で会長9,000円、委員8,000円とする旨を規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第2号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第6 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例について

◇議長（金井茂夫君） 日程第6、議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第3号 大泉町外二町環境衛生施設組合行政不服審査法関係手数料条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第227条の規定に基づき、行政不服審査法の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者から徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるため提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命により詳細説明を申し上げます。

議案書6ページをごらんください。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるもので、地方自治法に基づき、行政不服審査法の規定による提出書類等の写しの交付を受ける者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定める旨を規定するものでございます。

第2条につきましては、この条例において使用する用語の定義を定めるものでございます。

第3条につきましては、提出書類等の写しの交付に係る手数料の納付等を規定し、第1項では、法第38条第1項の規定により、書面もしくは書類の写し、または電磁的記録に記録された書面の交付を求める者は、別表に掲げる手数料を納付しなければならない旨を規定し、第2項では、審理員は経済的困難その他特別の理由があるときは、手数料を減額、または免除することができる旨を規定するものでございます。

第4条につきましては、法第81条第3項で準用する法第78条第1項の規定により、主張書面もしくは資料の写し、または電磁的記録に記録された書面の交付を求める者は、別表に掲げる手数料を納付しなければならない旨を規定し、第2項では、本組合行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があるときは、手数料を減額、または免除することができる旨を規定するものでございます。

第5条につきましては、手数料の返還について、第6条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日と規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第3号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○日程第7 議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（金井茂夫君） 日程第7、議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第4号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の一部改正により、職員の任用の定義が明確化されることなどに伴いまして、職員の分限に関し必要な事項を定めたく、所要の改正を提案する次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命により詳細説明を申し上げます。

議案書10ページ及びお手元に配付してございます参考資料をごらんいただきたいと存じます。

本議案につきましては、本年4月1日に施行されます地方公務員法の一部改正に伴い、職員の分限としての降給の事由やその手続及び効果等を条例で定める必要が生じるため、改正を行うものでございます。

初めに、条例の題名を「大泉町外二町環境衛生施設組合職員の分限に関する条例」と改めるものでございます。

第1条につきましては、「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に改め、「反する」の下に「降給の事由並びに職員の意に反する」を、「休職」の下に「及び降給」を加えるものでございます。

第2条の見出しでは、「降任等」を「降給の事由及び降任等」に改め、同条中「職員の降任」を「職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任」に改め、「休職」の下に「及び降給」を加え、「大泉町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「大泉町職員の分限に関する条例」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日と規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第4号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○日程第8 議案第5号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（金井茂夫君） 日程第8、議案第5号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第5号 大泉町外二町環境衛生施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員法の一部改正が平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正をいたしたく、提案する次第でございます。

議案書12ページ及びお手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

本条例の趣旨を規定した第1条でございますが、地方公務員法の一部改正により、引用している条文が「第24条第6項」から「第24条第5項」に改正されたことに伴いまして、改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第5号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○日程第9 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

◇議長（金井茂夫君） 日程第9、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、本組合の組織団体といたしまして、新たに「群馬東部水道企業団」が加わり、一部の事務を共同処理することから、地方自治法第286条第1項の規定により、提案する次第でございます。

議案書14ページ及びお手元に配付してございます参考資料をあわせてごらんいただきたいと存じます。

変更内容につきましては、本規約の組織団体を定めた「別表第1」及び共同処理する団体を定めた「別表第2の5」の団体に「群馬東部水道企業団」を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を群馬県知事の許可のあった日からと定め、適用を平成28年2月8日とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第6号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ○日程第10 議案第7号 平成27年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について

◇議長（金井茂夫君） 日程第10、議案第7号 平成27年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第7号 平成27年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計補正予

算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,229万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,529万5,000円といたしたい次第でございます。

主な内容について申し上げます。

歳入につきましては、使用料及び手数料、繰越金、諸収入を追加し、国庫支出金、財産収入を更正減するものでございます。

歳出につきましては、総務費及び予備費を追加し、衛生費及び清掃費を更正減するものでございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命によりまして詳細説明を申し上げます。

議案書16ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

次に、補正予算（第1号）附属書類によりご説明申し上げますので、1、2ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、第2款第1項第1目衛生使用料につきましては、斎場式場棟使用や小動物火葬利用等が当初見込みより増加したことにより、116万円を追加するものでございます。

第2項第1目衛生手数料につきましては、事業系搬入ごみの増加により、876万6,000円追加するものでございます。

第3款第1項第1目衛生費国庫補助金につきましては、放射性物質の測定に係る補助金で、事業が確定したことにより更正減するものでございます。

第4款第1項第1目利子及び配当金につきましては、環境衛生施設整備事業基金の預金利子8,000円を更正減するものでございます。

3、4ページをお開き願います。

第6款第1項第1目繰越金につきましては、1,146万8,000円の追加でございます。

第7款第1項第1目組合預金利子につきましては、7,000円の追加でございます。

第2項第1目雑入につきましては、東京電力賠償金や紙類売却代等で、1,117万4,000円を追加するものでございます。

5、6ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、第2款第1項第1目一般管理費につきましては、人事異動及び給与改

定により人件費等を追加し、第3目環境衛生施設整備事業基金費につきましては、今後の施設整備等に充てるべく、基金と利子合わせて4,982万2,000円を追加するものでございます。

第3款第1項第1目斎場費につきましては、燃料費が安く済んだことによる需用費と事業費が確定したことによる工事請負費、合わせて452万4,000円更正減するものでございます。

7、8ページをお願いいたします。

第4款第1項第1目ごみ処理費につきましては、需用費において修繕料は追加するも、消耗品費等を減額し、委託料及び工事請負費につきましては、事業費の確定により更正減するものでございます。

第2目最終処分場施設費につきましても、修繕料が追加するも、事業費の確定により需用費、委託料及び工事請負費合わせまして1,202万2,000円更正減するものでございます。

9、10ページをお願いします。

第6款第1項第1目予備費につきましては、2,448万9,000円を追加するものでございます。

11ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○日程第11 議案第8号 平成28年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算  
について



◇議長（金井茂夫君） 日程第11、議案第8号 平成28年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

書記長をして議案を朗読いたさせます。

峯崎書記長。

〔書記長朗読〕

◇議長（金井茂夫君） 提案者からの説明を求めます。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議案第8号 平成28年度大泉町外二町環境衛生施設組合一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度の予算につきましては、編成に当たっての基本的事項を申し上げ、議会の皆様をはじめ、構成三町のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

基本的事項といたしましては、焼却施設の24時間稼働を引き続き行うとともに、各施設の保守点検や補修工事等を計画的に実施し、老朽化に対応した機能の維持管理に努めてまいります。

主な内容といたしましては、焼却処理施設では、定期点検はもとより、新焼却炉建設を見据えて適切な補修工事等を行い、環境に配慮し安定的な運転ができるよう努めてまいりたいと存じます。

最終処分場施設では、脱塩装置をはじめとする水処理施設のオーバーホールや埋立地の工事として、南側から北側へ移行することからキャッピングシートの移設工事を行います。維持管理につきましては、引き続き国の指針に基づく適切な埋め立てと、公害防止に努めてまいりたいと存じます。

斎場施設では、火葬炉の定期補修をはじめ、設備の点検・整備を行うことで、人生の終焉の場所にふさわしい施設として、維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上のことを基本として、かつ、三町の負担軽減も考慮し、平成28年度の予算を編成いたしました次第でございます。

その結果、歳入歳出予算の総額は、前年度より4,100万円減の9億200万円といたしたい次第でございます。

詳細につきましては、所長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◇議長（金井茂夫君） 石井所長。

〔所長 石井正好君発言〕

◇所長（石井正好君） 命によりまして、平成28年度一般会計予算の詳細につきましてご説明を申し上げます。

お手元に配付してございます予算書によりご説明申し上げます。

1ページ及び2、3ページにつきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

各施設の樹木管理委託料を長期契約により経費削減を図るため、債務負担行為による限度額を設定いたしました。

5、6ページをお開きください。

組合を構成する三町からの負担金の明細をあらわしたものでございます。

7、8ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1の総括につきましては、歳入歳出それぞれ款ごとに本年度予算額及び前年度予算額とその比較をあらわしたものでございます。

続きまして、9、10ページをお願いいたします。

2歳入について申し上げます。

第1款第1項負担金につきましては7億6,132万5,000円、対前年度比3,346万5,000円減といたしました。

第2款第1項第1目衛生使用料につきましては、斎場使用料として300万8,000円を計上いたしました。

第2項第1目総務手数料につきましては、本組合の行政不服審査法関係手数料条例に基づき新たに目を設けたものでございます。

衛生手数料につきましては、ごみ処理手数料として8,316万3,000円を計上いたしました。

11、12ページをお願いいたします。

第3款第1項第1目衛生費国庫補助金につきましては、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございまして、73万8,000円を計上いたしました。

第4款第1項第1目利子及び配当金につきましては、環境衛生施設整備事業基金の預金利子でございますが、利子の低下等により対前年度比7万4,000円減の10万4,000円を計上いたしました。

第2項第1目物品売払収入につきましては、存目でございます。

第5款第1項第1目環境衛生施設整備事業基金繰入金につきましては、施設整備事業費に充てるべく、3,000万円を計上いたしました。

13、14ページをお願いいたします。

第6款第1項第1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,200万円を計上いたしました。

第7款第1項第1目組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子3万円を計上いたしました。

第2項第1目雑入につきましては、不用鉄や紙類など有価物の売却収入を見込み、対前年度比83万8,000円増の163万円を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

15、16ページをお願いいたします。

第1款第1項議会費につきましては、先進地視察として旅費を計上したため、対前年度比17万9,000円増の76万1,000円を計上いたしました。

17、18ページをお願いいたします。

第2款第1項第1目一般管理費につきましては、新規として公会計に対応した財務会計システム費用及び先進地視察に係る旅費等のほか、職員5人分の人件費並びに組合管理運営費といたしまして5,537万6,000円を計上いたしました。

19、20ページをお願いいたします。

第2目公平委員会費及び第3目環境衛生施設整備事業基金費につきましては、記載のとおりでございます。

21、22ページをお願いいたします。

第2項第1目監査委員費につきましては、記載のとおりでございます。

23、24ページをお願いいたします。

第3款第1項第1目斎場費につきましては、斎場施設運営のための経常経費及び火葬炉設備の補修工事等ございまして、燃料費が安く、かつ、平成27年度までに大型改修工事が完了したことなどにより対前年度比1,069万円減の5,896万7,000円計上いたしました。

25、26ページをお願いいたします。

第4款第1項第1目ごみ処理費につきましては、対前年度比3,743万1,000円減の4億5,469万8,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、11節需用費につきましては、薬品などの消耗品費や光熱水費など1億3,649万5,000円を計上いたしました。

13節委託料につきましては、焼却処理施設の運転管理及び設備保守点検委託料など2億366万9,000円を計上いたしました。

なお、分析委託料では、焼却灰などの放射性物質測定を毎月実施しておりましたが、測定結果が基準値よりかなり低い値で安定しておりますことから、本年度より2カ月に1回とするため、減額となっております。

15節工事請負費につきましては、施設の機能維持を図るためのストーカ設備火格子取替工事や燃焼室の耐火物補修工事、排ガス処理に使用するバグフィルタろ布の取替工事など合わせて1億1,194万2,000円を計上いたしました。

27、28ページをお願いいたします。

第2目最終処分場施設費につきましては、対前年度比352万6,000円増、1億4,593万4,000円を計上いたしました。

主なものといたしましては、11節需用費におきましては、薬品などの消耗品費ほか光熱水費や燃料費など2,697万3,000円を計上いたしました。

13節委託料につきましては、水処理施設運転管理委託料及び施設の保守点検委託料など5,244万8,000円を計上いたしました。

29、30ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、適切な水処理のための脱塩装置透析槽膜等交換工事及び脱水機制御盤等更新工事ほか、南側の埋立地が完了することから、北側に移動するためキャッピングシートの移設工事及び覆土工事など6,184万6,000円を計上いたしました。

31、32ページをお願いいたします。

第2項第1目ごみ収集費につきましては、主に大泉町・千代田町区域のごみ収集業務委託経費等で、回収するステーション数が増加したことや、紙類・古布収集運搬業務委託料につきましては、充当すべき紙類の収集量が減少したことにより、対前年度比281万1,000円増の1億8,443万5,000円を計上いたしました。

33、34ページをお願いいたします。

第5款諸支出金及び第6款予備費につきましては、記載のとおりでございます。

35ページから38ページまでの給与費明細書につきましては、記載のとおりでございます。

39、40ページにつきましては、債務負担行為の当該年度以降の支出予定額等に関する調書で、記載のとおりでございます。

41ページをお願いいたします。

性質別歳出一覧表につきましては、記載のとおりでございます。

また、お手元に配付してございます参考資料の当初予算のあらましにつきましては、平成28年度一般会計当初予算を円グラフであらわしたものでございまして、参考にしていただきたいと存じます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

◇議長（金井茂夫君） これより審議に入ります。

本案の審議は歳入歳出一括にて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案の審議は歳入歳出一括にて行います。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（金井茂夫君） 討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号を提案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（金井茂夫君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○管理者挨拶

◇議長（金井茂夫君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

村山管理者。

〔管理者 村山俊明君発言〕

◇管理者（村山俊明君） 議会の閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。

ただいま、提案いたしました議案に対し、原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございます。  
す。

さて、一市三町によります新焼却施設建設事務は順調に推移しており、平成28年度中には施工事業者も決定する運びとなっております。

しかし、当組合焼却施設につきましては、残り5年間を安定的に運転管理しながら、廃止後の跡地利用やごみ中継施設の設置及び管理運営、さらに一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するためのごみの減量化並びに資源化を図っていかなくてはなりません。

そうした課題を解決する上からも、議員皆様からご意見をちょうだいし、住民にご理解される施設を構築してまいりたいと存じますので、特段のご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

ところで、千代田町さんにおかれましては、過日、任期満了による町長選並びに議会議員選挙が執行されました。

大谷町長さんにおかれましては、長い期間、町のトップとして、また組合副管理者として、多大なるご尽力を賜り、まことにありがとうございました。

また、千代田町議長であり当組合の委員であります福田委員さんにも、重ねて感謝申し上げます。  
ありがとうございました。

引き続き大所高所よりご指導くださるようお願い申し上げます。

また、後ほどご挨拶をいただきたいと存じます。

結びとなりますが、皆様のご健勝と構成三町のますますのご発展を心よりご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

## ○副管理者挨拶

◇議長（金井茂夫君） ここで、退任されます大谷副管理者よりご挨拶をお願いいたします。

大谷副管理者。

〔副管理者 大谷直之君発言〕

◇副管理者（大谷直之君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

私は、平成20年3月、千代田町長に就任と同時に、本組合副管理者として、西邑楽三町の広域的な環境行政に携わらせていただきました。

これまでの8年間、大過なく職責を全うできましたことは、ひとえに組合議会議員の皆様をはじめ、三町皆様のお力添えのたまものと心より感謝申し上げます。

顧みますと、5年前、「東日本大震災」という未曾有の災害に見舞われた際、災害廃棄物の処理に大変苦慮いたしましたことは、今でも鮮明に思い起こします。

安全で安心なまちづくりを進める中で、その後も大雪による災害が発生するなど、災害廃棄物の処理という面においても、清掃センターが果たすべき役割を痛感した次第であります。

人が生活をする上では、必ずごみが出ます。ごみ処理につきましては、地味な仕事ではありますが、それらの業務を行う施設は、環境衛生上、住民の方にとって、なくてはならない施設であります。

今現在、太田市外三町広域清掃組合では、新しい焼却炉の建設を進めておりますが、当地域にとりましても、サービスが低下しないよう願うものであります。

私は、本日をもって退任いたしますが、在任中は公私にわたり、一方ならぬご厚情を賜りましたことを、この場をおかりしまして改めて厚くお礼を申し上げます。

今後は、一町民として地域の発展を陰ながら応援したいと思っておりますので、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、退任に当たりましてのお礼の言葉といたします。

長い間、まことにありがとうございました。（拍手）



## ○閉 会

◇議長（金井茂夫君） これをもちまして、平成28年第1回大泉町外二町環境衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議長

金 井 茂 夫

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議員

青 木 満

大泉町外二町環境衛生  
施設組合議会議員

大 賀 孝 訓